

幕張ベイタウン協議会規約

平成 23 年 6 月 25 日 制定
平成 24 年 3 月 25 日 改定 (い)
平成 26 年 7 月 21 日 改定 (ろ)
令和 3 年 7 月 11 日 改定 (は)

(目的)

第 1 条 この規約は、21 世紀にふさわしいまちづくりを目指して整備された幕張新都心住宅地区（以下「幕張ベイタウン」という。）の優れた景観、安全で快適な都市環境及び質の高い都市機能の維持・向上を図ることによって、幕張ベイタウンの住民等会員の共通の利益を増進することを目的として設立する「幕張ベイタウン協議会」（以下「本協議会」という。）の当面の運営に必要な事項を定める。

(活動及び事業) (い)

第 2 条 本協議会は、第 1 条の目的を達成するため、幕張ベイタウンの対外的な窓口として以下の活動及び事業などを行う。

一 幕張ベイタウンの都市機能や居住環境の維持・向上、街並景観の保全等様々な課題に対応するため、会員相互の情報交換・意見交換を行い会員の共通認識の醸成を図るとともに広く幕張ベイタウンの住民に向けて情報提供等を行う。

二 幕張ベイタウンの優れた都市環境の維持保全に向けて、本協議会を中心とした新たな組織による地域資産を活用した街の管理運営のあり方について、千葉県、千葉県企業庁、千葉市、UR 都市機構、千葉県住宅供給公社、住宅事業者などの関係機関と協働して検討・協議を行う。(ろ)

三 前各号の活動の一環として、ホームページや広報誌による広報事業、まち育てシンポジウムや景観ガイドツアーなどの啓発事業、活動資金の確保等を行う。

四 前各号に掲げる本協議会の活動・事業等の実施の安定化を図るとともに、エリアマネジメントに関わる主体的な取り組みを拡充するため、まち育て活動や公共的な役割を担う法人格を持った組織を設立し、これを活用する。(ろ)

(は)

(対象地域)

第 3 条 打瀬地区全域（打瀬 1 丁目、打瀬 2 丁目、打瀬 3 丁目）を対象とする。

(会員) (ろ)

第 4 条 本協議会の会員は、対象地域の住民、就業者又は自治会（自治会連合会を含む。）、管理組合、UR（都市機構）、千葉県住宅供給公社、商店街振興組合、各種団体等で、本協議会の目的に賛同し、入会を申し込んだものとする。

(会費)

第5条 当面は、会費を徴収しない。ただし、寄付を受けることを妨げない。(い)

2 今後の会費の徴収については、活動の進展に伴い必要な支出が見込まれる時点において、改めて協議の上、詳細を定める。(い)

(役員)

第6条 本協議会に、役員として会長1名、副会長3名以内を置く。

2 役員は、総会において選任され、任期は1年とするが再任を妨げない。

(総会) (い)

第7条 総会は、会員によって構成され、役員を選任、本協議会の基本的な運営方針決定、作業部会からの提案の審議、情報の提供や意見の交換等を行う。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて会長が招集することができる。

(運営機関) (い)

第8条 本協議会に作業部会と事務局を置く。

2 専門家等の知見を求める必要がある場合、本協議会に特別委員会を設置することができる。(は)

(作業部会)

第9条 作業部会は、会長、副会長及び会員有志で構成し、構成員については会長の承認を得る。

2 作業部会は、本協議会の基本的な運営方針(案)及び諸提案を作成し、総会に付議する。

3 作業部会は、総会で決定された基本方針に基づき本協議会の運営に当たるとともに、第2条に掲げる活動及び事業を推進する。(い)

4 作業部会は、本協議会が取り組むべき諸課題等について検討を行う。また、必要に応じて委員会を設置して本協議会の具体的な運営や諸課題等の検討に当たることができる。(い)

5 委員会の構成員は作業部会において選任する。(い)

(事務局) (い)

第10条 事務局は、総会及び作業部会の円滑な運営のために必要な事務を行う。

2 事務局員は若干名とし、作業部会において選任する。

附則

1 この規約は、本協議会の設立の日(平成23年6月25日)から施行する。

2 今後、必要に応じて本協議会の運営を見直すとともに、本協議会の運営にふさわしい規約に改定する。

附則(平成24年3月25日)(い)

1 この規約の改定は、平成24年3月25日から施行する。

附則(平成26年7月21日)(ろ)

1 この規約の改定は、平成26年7月21日から施行する。

附則(令和3年7月11日)(は)

1 この規約の改定は、令和3年7月11日から施行する。